

重要事項説明書

南九州勝縁こども園（幼保連携型）園則

重要事項説明書

南九州勝縁こども園（幼保連携型）園則

（名称・所在地）

第1条 社会福祉法人勝縁保育園が設置するこの認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 南九州勝縁こども園
- （2） 所在地 鹿児島県南九州市穎娃町郡1 1 3 3 4－7

（目的）

第2条 南九州勝縁こども園（以下「当園」という。）は、就学前の子どもの教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を助長するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（利用定員・学級編成）

第3条 当園の定員は、55名とし、3歳以上児は3学級に分ける。

（入園資格）

第4条 当園に入園できるものは、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

（学年）

第5条 当園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（学期）

第6条 3歳以上児における当園の学期は次のとおりとする。

- （1） 第1学期 4月 1日～ 7月31日
- （2） 第2学期 8月 1日～12月31日
- （3） 第3学期 1月 1日～ 3月31日

（休業日）

第7条 当園の休業日は次のとおりとする。

1 保育を必要としない子ども

- （1） 土曜日、日曜日及び国民の休日
- （2） 夏期休園 8月 7日～ 8月16日

(3) 冬期休園 12月27日～ 1月 5日

(4) 春期休園 3月29日～ 4月 4日

2 保育を必要とする子ども

(1) 年末年始(12月29日から1月3日)及び日曜日

(2) 祝祭日年度末(3月30日から3月31日)

(3) 保育上必要がある又はやむを得ない理由があるときは、園長は前項に規定する休業日のほかに休業日を設け、又は休業日に保育を行うことがある。

(教育課程)

第8条 当園の教育及び保育課程は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、編成する。

(教育及び保育を行う日時数)

第9条 当園の教育及び保育日時数は次のとおりとする。

(1) 保育を必要としない子どもの教育日数は週5日、1日当たりの教育時間は6時間とし、年間39週を下回らない。

(2) 保育を必要とする子どもの教育及び保育日数は週6日、1日当たりの教育及び保育時間は原則として8時間とする。

(開園時間)

第10条 当園の開園時間は次のとおりとする。

(1) 保育を必要としない子どもの教育時間は9時から15時までを原則とする。

(2) 保育を必要とする子どもの保育短時間認定の子どもは8時30分から16時30分までを原則とする。

(3) 保育を必要とする子どもの保育標準時間認定の子どもは7時から18時までを原則とする

(子育て支援事業の実施)

第11条 当園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子育て支援事業を行う。内容については、次のとおりとする。

(1) 子育てに関する保護者、地域の方からの相談に応じる。

(2) 「園だより」「子育て支援だより」等の配布、ならびに「子育て講演会」等の開催により、子育てに必要な情報を提供する。

(3) 園庭・絵本コーナーの開放、子育て広場を開設し、保護者、地域の方の交流を図るとともに、親子の触れ合いの場を提供する。

(4) 保護者、地域の方を行事(ふれあい昼食会等)に招き、園児と地域の親子が相互に交流できる機会を開設する。

(入 園)

第12条 当園の入園は、選考のうえ園長が許可する。

2 入園の時期は、原則として学年の初めとする。(途中入所も可とする。)

(入園申込手続)

第13条 当園に入園（転入園及び再入園を含む。以下同じ）を志望する者は、所定の入園願書を園長に提出しなければならない。

(入園手続)

第14条 当園に入園を許可された者の保護者は、当該入園許可の日から指定の期日に入園手続を行わなければならない。

(入園許可の取り消し)

第15条 園長は、前条に定める期間内に入園手続が行われないものについて、入園許可を取り消すことがある。

2 園長は、入園式の日无理由なく登園しない者について、入園許可を取り消すことがある。

(退園及び転園)

第16条 当園を退園または転園しようとする者は、あらかじめ、その旨を園長に届け出なければならない。

(修了証書の授与)

第17条 園長は、当園の教育・保育課程を修了した者に修了証書を授与するものとする。

(賞 罰)

第18条 園長は、心身の発達が著しい園児又は他の模範となる園児を表彰する事ができる。

2 他の園児に対し、教育上好ましくないと思われるものは、これを1週間以内の登園停止とすることがある。

(利用料の額)

第19条 園児が居住する市町村が定める額とする。

(利用料などの納付方法等)

第20条 当園に在園するものは、毎月その月分の利用料を指定の期日までに納付しなければならない。

(利用料等の還付の制限)

第21条 既納の利用料等は還付しない。

(利用料滞納者に対する処置)

第22条 園長は、利用料の未納が著しい場合で、園において適切な請求を行ったにもかかわらず納入されないときは、退園させることができる。

2 前項により退園させる場合は、あらかじめ園児が居住する市町村長と協議するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第23条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長

園長は、所属職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令などを遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長

副園長は、園長を助け園務を整理し、利用乳幼児を全体的に把握し必要に応じ教育・保育をつかさどる。

(3) 主幹保育教諭

主幹保育教諭は、保護者、地域に対する子育て支援を行うとともに、教諭その他の職員に対して、教育・保育の充実のために指導、助言を行う。必要に応じ教育・保育をつかさどる。

(4) 保育教諭

保育教諭は、乳幼児の教育・保育をつかさどり、その計画、実施、記録及び家庭連携等の業務を行う。

(5) 栄養教諭

栄養教諭は、栄養の指導及び調理、管理をつかさどる。

(6) 調理員

調理員は、給食調理をつかさどる。

(7) 事務職員

事務職員は、園長の指揮の下保育園内の事務をつかさどる。

2 前項の職員のほか、その他必要な職員を置くことがある。

(園医等)

第24条 当園に園医、園歯科医、園薬剤師を置く。

(利用の終了に関する事項)

第25条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 保育を必要とする子どもの保護者が、保育を必要としなくなったとき。

(2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年7月1日から施行する。